

令和8年8月20日

福津市議会
議長 高山 賢二 様

市民福祉委員会
委員長 秦 浩

市民福祉委員会報告書

令和8年第5回福津市議会定例会において、議決を受けておりました閉会中の所管事務調査について、その調査結果を会議規則第110条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

1. 調査事項

学童保育所の実情と課題について

2. 期日

令和8年7月31日（金）

3. 調査にあたって

令和5年度に学童保育所について所管事務調査を実施して3年が経過し、令和7年度に学童保育所の指定管理者が変更になったことから、調査の必要性があると考え、以下のことを中心に調査を行った。

- 1) 施設の改修等の実情
- 2) 指定管理者としての運営体制
- 3) 児童の入所状況

4. 調査結果

1) 施設の改修等の実情は、神興小学校学童保育所の築年数47年が最長であるが、現在のところ具体的な更新計画はない。長期的には、学校施設との複合化を検討していく予定である。

公共リース物件である福間小学校の第5学童保育所を除いたすべての学童保育所を、包括管理で施設管理しており、運営者からの要望などに基づき、定期的な点検や補修等を行っている。

策定が義務化された「安全計画」は全指定管理者で策定済みである。しか

し、努力義務である「業務継続計画」は全指定管理者で未策定となっている。この計画は、感染症や非常災害発生時の対応策となるため、事業者と協力して今後の策定に努めていく。

- 2) 指定管理者における指導員の人員配置は、本市の条例および仕様書に基づき行われているものの、福間小学校・津屋崎小学校学童保育所においては、支援員の配置が確保できていない時間帯も存在する。市の条例では、支援単位ごとに指導員は2人以上とするが、そのうち有資格者である支援員1人を除き、補助員で可としており、津屋崎小学校第一学童保育所以外は支援員1人、補助員1人の合計2人配置で運営している。津屋崎小学校第一学童保育所は定員を70人に増やした際に、支援員2人、補助員1人の合計3人配置での運営をお願いしている。また、仕様書に基づく「概ね児童25人につき指導員(支援員)1人以上を配置」については、利用者数の実態からするときわめて不明瞭なものとなっている。現状、支援員が足りない学童保育所もあり、その場合はみなし支援員(資格を取る予定の指導員)でカバーしている。また、長期休みの期間は、短期スタッフや学生の増員体制を取っている。

全体としては、職員確保が厳しい上、配慮が必要な児童の入所増加に伴い、基準以上の職員を配置することで人件費が上昇し、経費を圧迫している。

職員研修はリモートまたは対面で行われ、防災および防犯訓練は福間小学校と津屋崎小学校の学童保育所は年1回、福間南小学校と神興小学校の学童保育所は年3回以上行っている。

- 3) 学童保育所における病院受診した事故発生件数は、令和5年度から令和8年度までの合計で9件であった。具体例として滑り台から落下、遊具で頭部打撲、友達同士でぶつかるなどで病院を受診している。

- 4) 学童保育所の待機児童数は、令和8年6月時点全体で44人。福間小学校が20人(4年生から6年生)、津屋崎小学校が14人(2年生と4年生はゼロだが、他の学年で発生)、神興小学校が10人(1年生と4年生～6年生)の状況である。一般的に二学期になると待機児童はゼロまたは減少の傾向となる。

学童保育所の学年ごとの入所状況は、福間小学校は1年生から3年生のみで、4年生以上の入所者はゼロである。福間南小学校は、1年生から6年生までが入所。津屋崎小学校は1年生から4年生までが入所し、5・6年生の入所はゼロである。

育休からの復職に伴う入所は、申請を受けた時点で待機児童がいなければ

入所可能だが、状況次第である。

5) 障がい児等、配慮が必要な児童の受け入れ状況は、全体で 144 人である。毎年 6 月に小学校と学童保育所で連携会議を実施し、連携強化を図っている。また、のびのび発達支援センターによる学童保育所訪問を行い、指導・助言を実施している。また、配慮が必要な児童を受け入れる学童保育所に対しては、支援単位ごとに人件費 0.85 人分を加配した指定管理料（委託料）を支払っている。

6) 各学童保育所の利用者アンケート結果では、満足度にバラツキがあるが、利用者アンケートの設問に差異があるため一律に比較検討することは困難である。しかし、同一事業者が運営する福間小学校・津屋崎小学校・神興東小学校・上西郷小学校の学童保育所で見ると、それぞれ 70.0%・62.5%・71.4%・38.1%となっており、上西郷小学校学童保育所の低さが目に付く。

令和 7 年度に指定管理者が変わった時は、トラブルや苦情は増加したが、都度、迅速に対応を行い、改善を確認している。しかしながら、令和 8 年度においても連絡と報告が遅いケースもあり、指定管理者の管理体制の問題もあるのではと危惧している。

市としては、正式な検査ではないが、予告なしで担当者が現場を見に行くよう努めている。

7) 公の学童保育所間の連携体制は構築できていないが、連携体制の構築に向けて今年度中に集まりの場を設定する予定である。民間の学童保育所との連携はしていないが、問い合わせ等があった場合は案内している。

5. 委員会からの提言

1) 仕様書に基づく指導員の配置基準について、実際の入所児童数に応じた支援員や補助員の人員配置ルールの解釈に曖昧さが残っている。保護者が安心して子どもを預けられる環境を担保するため、基本協定書や仕様書の段階で、「児童数何人以上の場合は支援員を何人以上必ず配置する」といった具体的な運用ルールを明確にすること。

2) 入所を希望する児童が入所できることが必要である。よって、待機児童については、学童保育所の運営の都合によって、入所学年を制限している学童保育所もあり、待機児童解消の目的にそって、指定管理者と協議・相談が必要と考える。

- 3) 指定管理者の変更に伴い、見守り不足による事故や職員の不適切対応など、苦情やトラブルが散見されている。また、事業者から市への報告や連絡が遅いという管理体制上の懸念も明らかになった。予告なしの「抜き打ち検査・巡回」を定期的を実施し、現場の職員配置や保育の質が適正に保たれているかを直接確認すること。また、事業者本部と現場間の連携不足を早期に是正するよう強く指導すること。
- 4) 夏休み等の長期休みの場合、貧困による欠食児童の発生等も懸念されている。本市でもそのような事例が発生していないかを調査し、現状把握すること。
- 5) 保護者が出産の場合は入所できるが、4カ月を過ぎると退所しなければならない。復職のために再入所する場合において、不利益がないよう配慮および仕組みづくりが必要である。
- 6) 現在、利用者アンケートは各指定管理者が独自の項目（「普通」の有無など）で作成・実施しているため、施設間での比較や客観的な経年評価が困難である。指定管理者制度において、サービスの質を正しく評価することは極めて重要である。利用者アンケートの作成を事業者に丸投げするのではなく、市が主導して統一フォーマット化した公式アンケートを実施し、市の責任において利用者の生の声と実態を客観的に把握・分析する仕組みを構築すること。